

令和7年度中山間地農業活力向上支援業務委託に係る企画提案 実施要領

1 目的

中山間地農業は、傾斜地などの条件不利性ととともに人口減少・高齢化・担い手不足、鳥獣被害の増加等、厳しい状況に置かれており、集落機能や地域資源等の維持にも影響が生じている。

このため、本県では、収益力向上、販売力強化等に関するアドバイザー及び専門家（以下「アドバイザー等」という。）の派遣を行い、中山間地の振興を図ることとしている。

ついては、本業務の実施に当たり、アドバイザー等の派遣に関する優れた企画提案を募集し、審査基準に基づき、契約者を決定する。

2 委託業務の内容

別添仕様書による

3 担当部局の名称及び問合せ先

- (1) 担 当 者：鹿児島県農政部農村振興課中山間・鳥獣害対策係 神田，安水
- (2) 住 所：鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号（郵便番号：890－8577）
- (3) 電話番号：099-286-3114（直通）
- (4) FAX 番号：099-286-5589
- (5) 電子メールアドレス：nouson-tyuusan@pref.kagoshima.lg.jp

4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態〔会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。〕にない者であること。
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がない者であること。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者であること。

5 企画提案の募集期間

- (1) 方法
県ホームページにおいて公開
- (2) 期間
令和7年7月2日（水）から令和7年7月18日（金）午後5時まで

6 企画提案書等の提出場所

- (1) 提出場所
3に同じ。
- (2) 提出方法
持参、郵便又は信書便により提出すること（郵便又は信書便により提出する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）
- (3) 提出期限
令和7年7月18日（金）午後5時
（郵便又は信書便により送付する場合でも、同期限までに必着のこと。）

(4) 提出書類

- ア 応募書（様式第2号）
- イ 企画提案書（任意様式）（複数の提出は認めない）
- ウ 費用見積書（任意様式）
- エ 企画提案者の企業概要パンフレットまたはパンフレットに類するもの
- オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書及び役員等名簿（様式第3号）

カ その他必要な書類

(5) 提出部数

6部

なお、上記アの応募書及びオの誓約書及び役員等名簿は1部

(6) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

(7) 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

7 費用見積書

- (1) 業務に要する経費の見積額（消費税額及び地方消費税額を含む。）を提示すること。
- (2) (1) 見積額（消費税額及び地方消費税額を含む。）は次に掲げる予算額の範囲内であること。
金額 4,500,000 円

8 質問の受付及び回答

本企画提案に関して質問事項があるときは、質問書（様式第1号）を提出し、回答を受けることができる。

(1) 提出場所

3に同じ。

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(3) 提出期限

令和7年7月8日（火）午後3時

(4) 回答

質問書の回答は、質問者に対しメールにより回答し、併せて県ホームページに掲載する。その回答は、本要綱又は企画提案仕様書の追加又は修正とみなす。

9 審査

(1) 実施方法

提出された企画提案書等を書面審査する。

(2) 審査結果の公表

ア 審査員は、別紙に定める「企画提案書審査基準」に従って審査を行い、最優秀者及び次点者を決定する。なお、必要に応じて、提案者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

イ 結果は、すべての提案者に対して電子メール等により通知する。

ウ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

10 契約

審査委員会から報告のあった企画提案書等の提出者が、業務遂行上、必要な実施体制を有しているか見積推薦委員会において審査した上で、県は提案者の代表者と業務委託契約を締結する。

なお、この企画提案に参加した者が、前記5の失格事項に該当することとなった場合、契約の締結を行わないこととする。

11 失格事項

- (1) 前記4の参加資格要件を満たさない者がした提案は、無効とする。
- (2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が審査委員又は関係者に本企画提案に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。
- (3) 複数の企画提案書等を提出した場合、その提案者の全ての提案は無効とする。
- (4) 提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効とする。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限が適合しないもの
 - イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
 - ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、不正な行為があった場合は無効とする。

12 その他

- (1) 提案書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書の取扱いについては非公表とする。
- (5) 本業務の実施に当たっては、業務を総括する責任者を定め、企画提案書に記載するものとし、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。
- (6) 業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ること。

13 スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年7月2日(水) |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年7月8日(火) 午後3時まで |
| (3) 質問回答 | 令和7年7月11日(金) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年7月18日(金) 午後5時まで |
| (5) 審査結果通知 | 令和7年7月下旬(予定) |
| (6) 契約締結 | 令和7年8月上旬(予定) |

(別紙)

中山間地農業活力向上支援業務委託 企画提案書審査基準

項 目		審 査 内 容	配 点				
			劣 つて い る	や や劣 つて い る	標 準	優 れ て い る	特 に優 れ て い る
1	実施 体制 等	業務管理体制は、十分かつ適切なものとなっているか。	1	2	3	4	5
2		本委託業務の趣旨や目的について、十分理解しているか。	1	2	3	4	5
3	内 容 ・ 講 師 派 遣 等	業務委託の内容はすべて提案されているか。	1	2	3	4	5
4		提案仕様書に基づき、中山間地域の振興に資するアドバイザーの候補が提案されているか。	1	2	3	4	5
5		個別課題解決・重点課題解決について、希望回数の派遣が達成される内容となっているか。	1	2	3	4	5
6		県域セミナーについて、目的達成される内容となっているか。	1	2	3	4	5
7		アドバイザー等の調整方法が具体的・計画的であるか。	1	2	3	4	5
8		県との連絡調整方法が具体的・計画的であるか。	1	2	3	4	5
9		成果品の作成やマーケット調査が、効果的・計画的なものになっているか。	1	2	3	4	5
10	経 費	見積額の積算(業務の効率的な実施に関する工夫)は、的確(予算額を下回っている)であるか。	1	2	3	4	5
11	そ の 他	全体的に、事業効果が望める内容となっているか。	1	2	3	4	5
12		これまで類似事業を実施した実績は十分か。	1	2	3	4	5
合 計			60点満点				

令和7年度中山間地農業活力向上支援業務委託 企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度中山間地農業活力向上支援業務

2 業務の目的

中山間地農業は、傾斜地などの条件不利性ととともに人口減少・高齢化・担い手不足、鳥獣被害の増加等、厳しい状況に置かれており、集落機能や地域資源等の維持にも影響が生じている。

このため、本県では、収益力向上、販売力強化等に関するアドバイザー及び専門家（以下「アドバイザー等」という。）の派遣を行い、中山間地の振興を図る。

3 履行期限

令和8年2月27日（金）

4 業務委託の内容

（1）中山間地域の振興に関するアドバイザー等の派遣

ア 派遣地域

別紙「令和7年度中山間地農業活力向上支援業務に係るアドバイザー派遣要望」の地域

イ 対象

アドバイザー等の助言・指導を受けるものは、対象地域の農業者、市町村等の関係機関・団体の職員等とする。

ウ 内容・回数等

派遣要望への対応は、アドバイザー等及びその助言・指導の内容を提案し、要望者と協議の上、決定する。

地域の取り組む課題は、①収益力向上、②販売力強化、③農用地保全の3分類とし、②販売力強化の課題については、マーケット調査※も行うこと。

〔※事前に、アドバイザー等の派遣を行う地域の取り巻く環境、状況、経済〕
性等を調査し、そのことを踏まえた上で課題解決の取組に反映させる。〕

また、取組後の効果検証も行う。

（ア）個別課題解決 6回以上

（イ）重点課題解決（各分類ごとに選定した地域に複数回派遣）3地域×2回以上 6回以上

※今年度は最終年度であり重点課題解決の目標達成に向けた支援が必要。

令和6年度に実施した個別課題解決をさらに進化させる取組や地域のニーズがより高い取組を重点課題と位置づけ、解決に向けてアドバイザー等を継続的に派遣し、取組を重点的に支援する。

エ その他

（ア）アドバイザー等との日程は、派遣要望者と協議し調整すること。

（イ）アドバイザー等が派遣に要した経費は、アドバイザー等に直接支払うこと。

（ウ）県と調整の上、参加者に対するアンケート調査を実施すること。

（2）中山間地域の課題解決のための県域セミナーの開催

ア 対象

対象者は、農業者や市町村等の関係機関・団体の職員及び中山間地域の振興に携わって協働・支援する関係者（以下「農業者等」という。）とする。

イ 内容・回数等

農業者等の気づきを促し、実践の行動に繋がるよう、具体的な取組事例等を交えたセミナーを、県全域を対象に2講座以上開催すること。

ウ ハイブリット開催とする。

内容等については以下を参考とすること。

内 容	地域の特性を活かした①収益力向上，②販売力強化，③農用地保全等に関する取組，デジタル技術の導入・定着に向けた取組 ※先進事例の紹介等 (具体的な内容については委託契約後に県と調整)
定 員	50～60 人（予定）
時 期	令和 7 年 9 月～令和 8 年 2 月（開催時期は県と調整）
回 数	2 講座以上（日程については県と調整）
場 所	鹿児島市またはその近郊

(3) その他中山間地域の振興のために必要な企画

上記(1)～(2)以外に，委託料の範囲内で有効と思われる事項があれば提案すること。

5 成果報告

(1) 成果品の作成

取組の分類毎（上記①, ②, ③）に課題解決や目標達成に向けて，本事業での取組により得られた成果（良かった点や改善点）や手法等を整理し，成果品を作成する。

(2) 成果品及び実績報告書の提出

ア 内容

アドバイザー等の派遣による取組の成果を共有するため，実績報告書を作成し，成果品並びに講義で使用了資料の印刷物を添えて提出すること。

②の取組によりマーケット調査をした場合にはマーケット調査結果も提出すること。

イ 提出場所 鹿児島県農政部農村振興課中山間・鳥獣害対策係

ウ 部数

8 部及び電子ファイル（納品方法及び納品する電子データの形式は，契約後に協議すること。）

6 その他

(1) 当事業委託で作成したデータや資料，写真，イラスト，動画，文章，実績書等の権利は県に帰属する。

(2) 本事業に関して知り得た業務の秘密は，契約期間にかかわらず，第三者に漏らしてはならない。

(3) 本件に関し，疑義が生じた場合及び仕様書に記載なき事項については，県と協議するものとする。

(4) 業務の実施に当たっては，県と十分に連携をとり，協議，調整の上，進めることとする。

(5) アドバイザー等の派遣について，申請者の要望があれば，web 開催及びハイブリット開催にも対応するものとする。

令和7年度中山間地農業活力向上支援業務に係るアドバイザー派遣要望

1 県域セミナー（2講座）

	主催	取組の分類※	研修の目的・趣旨	希望する助言・指導	開催時期	対象者・人数	希望するアドバイザー
1	県（農村振興課）	収益販売	収益力向上及び販売力強化に関する取組で各地域に共通する課題について、具体的な取組事例等を交えたセミナーを開催し、農業者の気づきを促し、実践の行動に繋がるよう支援する。	目標達成に向けた内容についてセミナーや事例紹介などの提案を希望	令和8年2月上旬 （同日開催）	市町村担当者、関係機関、農業者等 約50人	紹介希望
2	県（農村振興課）	農地	農用地保全に関する取組で各地域に共通する課題について、具体的な取組事例等を交えたセミナーを開催し、農業者の気づきを促し、実践の行動に繋がるよう支援する。	目標達成に向けた内容についてセミナーや事例紹介などの提案を希望		市町村担当者、関係機関、農業者等 約50人	紹介希望

2 アドバイザー派遣（個別課題解決 6回）

	地域	会議名	取組の分類※	研修の目的・趣旨	希望する助言・指導	開催時期	対象者・人数	希望するアドバイザー
1	知名町	農産物イノベーション創出研修会（仮称）等	販売	知名町の農産物を活用した加工品の製造、地産地消をテーマとした食による観光振興等、6次産業化を通して地域における様々なイノベーションを図ることのできる研修会を行う。	6次産業化 ・地域商社 ・地産地消 ・食の観光（農伯等） ・SNS戦略 販売戦略 ウェブマーケティング リーダーの育成 等	令和7年10月上旬	農家15人 商工業者10人 関係者（役場）5人 合計30人	町で検討中
2	北薩地域振興局出水市駐在	出水地域収益力向上研修会	収益	中山間地域で消費者を呼べるアグリツアー、体験コースの開発及び企画・運営	出水市の水稲、茶、果樹、タケノコ農家が連携し、農業者の収益向上を目指した新たなアグリツアーの開発を目指している。 実際に体験ツアーを企画しながら、農村地域の景観まで含めた資源を活かす方法等や、企画運営の助言指導を希望。	令和7年9月下旬 令和7年11月下旬	出水市農産品販路拡大プラットフォームプロジェクト8人	チアリップル 大脇 裕美氏
3	北薩地域振興局（薩摩川内市関係）	集落営農組織における今後の運営に向けた研修会	収益販売農地	ア 収益力向上に関する取組 ・薩摩川内市轟地区における有望な露地野菜の選定・地域内農業機械及び施設の導入と効果的活用 ・将来に向けた有望な人材確保の手法 イ 販売力強化に関する取組 ・轟地区における農産物販路の拡大・確保 ウ 農用地保全に関する取組 ・遊休農地の解消と活用手法について ・他組織（中山間直接支払協定、農地・水など）との連携促進	・設立初期の組織運営について ・地域住民に対する地域営農活動の理解促進について ・地域営農組織の中長期戦略について ・組織営農による収益性向上について ・地域内の人材育成について	第1回 令和7年11月中旬	轟集落営農組合（構成員35名） 轟地区コミュニティ協議会（約100世帯）の役員等約10人	（農）藤の郷 代表理事組合長 仙名氏 （農地、機械、施設利活用） or （農）ひとつき 協議会（約100世帯）の役員等約10人 （収益作物、組織間連携、地域人材活用）
4	始良・伊佐地域振興局	令和7年度始良・伊佐地区農林技術協会研修会（仮称）	販売	始良・伊佐地区における有機農産物を活用した商品開発	新商品開発、販路開拓への助言	令和7年12月～ 令和8年2月	始良・伊佐地区農林技術協会会員計70人	紹介希望
5	熊毛支庁	種子島アグリタス研修会	販売	種子島地区におけるさとうきびを活用した商品開発	新商品開発、販路開拓への助言	令和7年10月 令和7年11月	農業者、関係機関 15人	IR食品研究所 代表 流水の丘カンパニー CSO NPO法人創成塾理事・東京農業大学客員研究員 竹内 純子 博士
6	経営技術課	地域計画実現推進研修会（仮称）※全3回シリーズ	農地	地域計画の実現に向けて継続的な話し合い活動や計画のブラッシュアップを効果的に行うため、市町村等の担当者を対象に、ファシリテーションスキルの向上等を目的とした研修会を開催する。	地域主体の目標地図の作り方、全員発言の座談会の極意等	令和7年11月～令和8年3月 ※全3回シリーズのうちの1回を当該事業予算で実施予定	市町村及び農業委員会担当者、JA担当者等60人程度	一般社団法人会議ファシリテーター普及協会 代表理事 釘山健一 氏

3 アドバイザー派遣（重点課題解決 各2回→6回）

	地域	会議名	取組の分類※	研修の目的・趣旨	希望する助言・指導	開催時期	対象者・人数	希望するアドバイザー
1	出水市	農泊受入反省会・意見交換会	販売	高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化 など	受入農家のモチベーション向上 新規受入家庭の獲得に向けた取組 農泊の安全対策 出水地域における農泊の魅力向上	第1回 10月初旬	民泊受入農家、事務局、市職員 合計約30人	ETC教育旅行コンサルタント 代表 伊原 和彦 様
2						第2回 12月中旬		
3	霧島市	竹子地区自らの実践勉強会（仮称）	収益	現状は地域組織である竹子地区コミュニティ協議会を活動継続させるべく法人化する。（集落営農組織、労働者協同組合など）組織運営と事業の安定化とともに地域経済循環を促すために、販売力強化、事業の収益性を高める。	現状は地域組織である竹子地区コミュニティ協議会を活動継続させるべく法人化する。（集落営農組織、労働者協同組合など）組織運営と事業の安定化とともに地域経済循環を促すために、販売力強化、事業の収益性を高める。	第1回 令和7年8月	竹子地区コミュニティ協議会メンバー、市担当者 計10人	えーひだカンパニー株式会社
4						第2回 令和7年11月		
5	垂水市	令和6年度 鳥獣被害対策に係る研修会	農地	鳥獣被害対策（イノシシ・サル対策）に係る研修会	最新の知見、または成功事例に基づく鳥獣被害対策への助言	第1回 令和7年8月	市内農家30人程度	鳥獣被害対策を専門としているアドバイザー
6						第2回 令和7年11月		

※取組分類：①収益力向上、②販売力強化、③農用地保全